

政省令の検討状況について

平成 20 年 7 月 30 日

財
厚
農
経
総

生
林
済

務
労
水
産
務

働
産
業

省
省
省
省
省

目 次

1. 株式会社日本政策金融公庫法に係る政省令について	…	3
2. 株式会社日本政策投資銀行法に係る政省令について	…	5
(参考1)指定金融機関を活用した危機対応体制	…	7
(参考2)指定金融機関を活用した危機対応(イメージ)	…	8
(参考3)危機対応円滑化業務(平成20年度下期予算)	…	9
(参考4)危機対応円滑化業務実施方針の骨子	…	10
(参考5)危機対応円滑化業務実施方針	…	12
3. 株式会社商工中金に係る政省令について	…	17
4. 地方公営企業等金融機構法に係る政省令について	…	19

株式会社日本政策金融公庫法に係る政省令について

平成 20 年 7 月 30 日
財 務 省
厚 生 労 働 省
農 林 水 産 省
経 済 産 業 省

株式会社日本政策金融公庫（以下「新公庫」という）の発足に先立ち、政省令で定める主な事項は以下の通りである。

なお、政省令事項のうち、危機対応業務及び評価委員の任命等に関する事項については、設立に向けた準備手続等との関係で、先行して4～5月に公布しており、その他の政省令事項については、新公庫発足までの間に手当てすることとなる。

1. 政令事項

- 危機対応業務及び評価委員の任命等に関する事項
(平成 20 年 4 月 公布)

	項目	概要
(1)	危機対応業務・指定金融機関制度に関する事項	①指定金融機関の範囲として、預金取扱金融機関及び完全民営化予定金融機関を規定。 ②指定の有効期間を5年と規定。
(2)	評価委員の任命等に関する事項	評価委員の人数、評価委員の評価の方法及び評価委員の評価の庶務に関することを規定。
(3)	主務大臣から内閣総理大臣への権限の委任	立入検査権限のうち、業務に係る損失の危険の管理に係るもの。 指定金融機関への立入検査権限のうち、危機対応業務に係る損失の危険の管理に係るもの。

○ 新公庫の業務運営及び旧公庫からの権利承継に係る事項

	項目	概要
(1)	貸付けを受ける者の範囲	生活衛生関係営業者及び中小企業者等の定義や、教育資金貸付の対象となる者等について規定。
(2)	区分経理に関する事項	勘定区分ごとの剰余金処理、準備金の積立及び国庫納付の手續等について規定。
(3)	社債の発行手續に関する事項	国際協力銀行業務に係る社債の発行の基本方針認可、発行の届出等について規定。
(4)	国が承継する資産の範囲等に関する事項	旧公庫の資産のうち国が承継する資産の範囲及び当該資産の帰属する会計等について規定。

2. 省令事項

○ 危機対応業務及び指定金融機関制度に関する事項の詳細
(平成 20 年 5 月 公布)

	項目
(1)	危機対応円滑化業務実施方針及び協定等の記載事項を規定。
(2)	指定申請時の添付資料等及び申請等の方法を規定。

○ 新公庫の業務運営に係る事項及び会計に関する事項の詳細

	項目
(1)	新公庫の業務運営に係る事項 (国内金融業務方法書の記載事項等)
(2)	新公庫の会計に係る事項 (短期借入を行うことができる先等)

株式会社日本政策投資銀行法に係る政省令について

平成 20 年 7 月 30 日
財 務 省

株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）の設立にあたり、政省令で定めるべき主な事項は以下の通りであるが、政令で定めるべき主な事項については平成 20 年 6 月に公布済みであり、省令で定めるべき主な事項のうち、会計に関する事項を除いては平成 20 年 7 月に公布済みである。

なお、会計に関する事項については、会社設立までの間に手当てすることとなる。

1. 政令事項

○ 会社の業務運営に係る事項

	項 目	概 要
(1)	受入預金の範囲	外貨預金、金融機関から受け入れる預金を定めるもの。
(2)	会社が契約締結の代理・媒介を行う金融機関の範囲	長期信用銀行、信用金庫及び信用金庫連合会等を定めるもの。
(3)	主務大臣から内閣総理大臣への権限の委任	財務大臣の立入検査の権限のうち、業務に係る損失の危険の管理に係るものを内閣総理大臣に委任するもの。

○ 旧政投銀からの権利義務の承継に係る事項

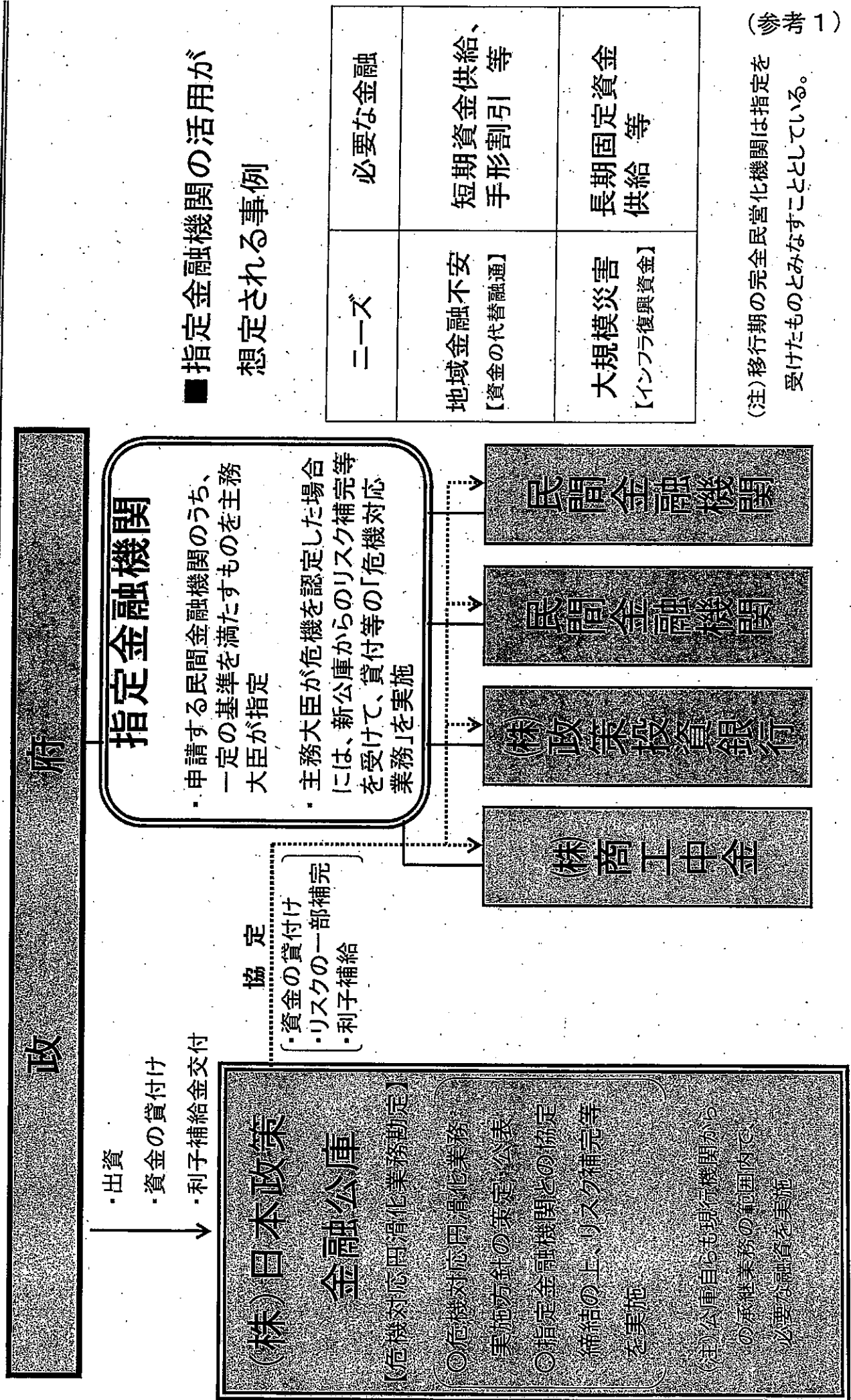
	項 目	概 要
(1)	国が承継する資産の範囲等に関する事項	旧政投銀の資産のうち国が承継する資産の範囲として主務大臣が財務大臣に協議して定める資産、当該資産の帰属する会計として財政投融资特別会計を定めるもの。
(2)	会社が承継する資産の評価に関する事項	会社が承継する資産の評価を行う評価委員の人数、評価委員の評価の方法及び評価委員の評価の庶務に関することを規定。

2. 省令事項

	項 目
(1)	会社の社債等の発行並びに借入金の借入れに係る基本方針に記載しなければならない事項として、社債等の発行金額並びに借入金の借入れ金額、社債等の利回り並びに借入金の利率等について定めるもの。
(2)	事業計画を記載した申請書に資金計画書及び収支予算書を添えて、財務大臣に提出しなければならない旨を規定するとともに、財務大臣に提出しなければならない償還計画に記載すべき事項として、借入見込額、借入金等の償還の方法及び期限等を定めるもの。
(3)	会計に関する事項（BS／PL等に係る詳細）（未公布）

以 上

指定金融機関を活用した危機対応体制

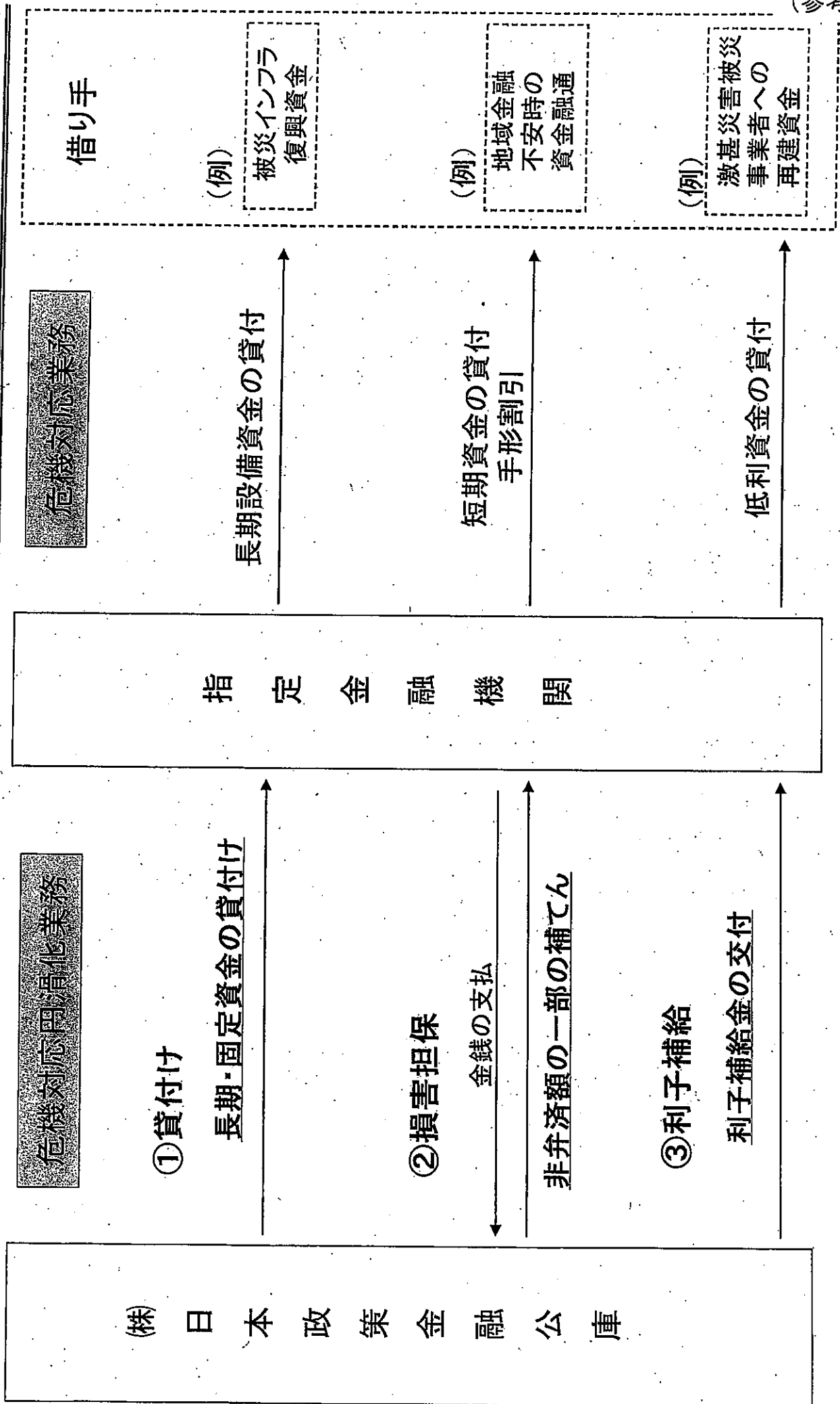


■ 指定金融機関の活用が想定される事例

ニーズ	必要な金融
地域金融不安 【資金の代替融通】	短期資金供給、 手形割引等
大規模災害 【インフラ復興資金】	長期固定資金 供給等

（注）移行期の完全民営化機関は指定を受けたものとみなすこととしている。（※ 第1）

指定金融機関を活用した危機対応(イメージ)



危機対応円滑化業務(平成20年度下期予算)

(1) 事業計画

(単位:億円)

	平成20年度 下期予算
長期貸付	660
損害担保	846
利子補給	448(千円)

(2) 財政投融资等

(単位:億円)

	平成20年度 下期予算
財政融資資金借入金	660

(3) 一般会計出資金

(単位:億円)

	平成20年度 下期予算	6.5
一般会計出資金		
	財務省関連	2.4
	農林水産省関連	1.7
	経済産業省関連	2.5

(4) 一般会計補給金等

(単位:億円)

	平成20年度 下期予算	3.6
補給金等		
	財務省関連	0.4
	農林水産省関連	0.3
	経済産業省関連	2.8

(注) (1)及び(2)は単位未満四捨五入。(3)及び(4)は小数点第二位以下四捨五入。

危機対応円滑化業務実施方針の骨子

第1章 総則

- 1 危機対応円滑化業務の実施体制に関する事項（第3条関係）
公庫は、危機対応円滑化業務を実施するために必要な専任の部署を本店に設置し、その部署に当該業務を統括する責任者を置くものとする。
- 2 指定金融機関が行う特定資金の貸付け等の条件に関する事項（第4条関係）
 - (1) 特定資金の貸付け等の取扱期間
危機認定告示に定める期間
 - (2) 特定資金の貸付け等の相手方
事業者
 - (3) 特定資金の限度額
主務大臣が認定する危機ごとに1事業者あたり20億円とする。ただし、主務大臣が特に必要と認める場合はこの限りでない。
 - (4) 特定資金の償還期限
 - ① 設備資金については原則として20年以内
 - ② 運転資金については原則として10年以内
 - (5) 担保・保証人
必要に応じ担保・保証人を徴する。

第2章 業務に関する事項

- 1 指定金融機関に対する貸付けの条件に関する事項（第5条関係）
 - (1) 利率
公庫が調達する財政融資資金の利率と同じ利率
 - (2) 償還期限
7年、10年、15年又は20年
 - (3) 償還方法
半年賦元金均等償還
 - (4) 指定金融機関における不用資金の取扱
1 危機における取扱期間を経過した場合、繰上償還に係る補償金（手数料）と共に、不用額分を公庫へ繰上償還する。

2 損害担保取引の条件に関する事項（第6条関係）

(1) 補償料率

損害担保取引に係る告示に定める料率

(2) 損害担保取引の範囲

特定資金の貸付け等の元金に相当する金額に対して、損害担保取引に係る告示に定める割合を乗じた金額とする。

(3) 免責事由

指定金融機関が協定に違反した場合その他の指定金融機関の責に帰すべき事項に該当する場合は、公庫は指定金融機関に対する補償金の支払いについて、その全部又は一部の責を免れるものとする。

3 債権回収義務及び公庫への納付義務（第8条関係）

指定金融機関は、公庫から補償金の支払いを受けた後も特定資金に係る債権について回収義務を負うものとし、回収があった場合は、当該回収金の一部を公庫に納付しなければならない。

4 利子補給金の支給に関する事項（第9条関係）

(1) 利子補給率

危機認定告示に定める利子補給率

(2) 支給対象期間

危機認定告示に定める期間

(3) 支給方法

半期ごとに、指定金融機関からの請求を受け、指定金融機関に対し利子補給金を支給する。

(4) 支給の停止

- ① 期限の利益を喪失した場合
- ② 延滞開始後3ヵ月を経過した場合

5 禁止事項（第10条関係）

指定金融機関は、法に基づく命令（告示を含む。）又は業務規程に特段の定めがある場合を除き、旧債振替又は危機対応業務の第三者委託を行ってはならない。

(以 上)

○危機対応円滑化業務実施方針

第1章 総 則

(目的)

第1条 危機対応円滑化業務実施方針は、危機対応円滑化業務（株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「法」という。）第11条第2項及び第3項に規定する業務をいう。以下同じ。）の方法、条件その他の必要となる基本的事項を定め、もって当該業務の効果的かつ効率的な実施に資することを目的とする。

(発動の要件)

第2条 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、法第22条第3項の規定により主務大臣から危機対応円滑化業務の実施に関して必要な事項を定めた通知（以下「危機認定の通知」という。）を受けた場合には、危機対応円滑化業務を行うものとする。

(体制等の整備)

第3条 公庫は、危機対応円滑化業務を円滑に実施するため必要な専任の部署を本店に設置し、その部署に当該業務を統括する責任者を置くものとする。

(特定資金の貸付け等に関する事項)

第4条 公庫が危機対応円滑化業務による信用の供与の対象とする特定資金（法第2条第4号に規定する特定資金をいう。以下同じ。）の貸付け等（法第2条第5号に規定する業務（以下「危機対応業務」という。）として行う同号に規定する特定資金の貸付け等をいう。以下同じ。）は、次の各号に定めるところにより行われるものとする。

一 特定資金の貸付け等の取扱期間

危機認定の通知に定められた実施期間内（指定金融機関（法第11条第2項柱書に規定する指定金融機関をいう。以下同じ。）が当該実施期間内に特定資金の貸付け等に係る申込みを受理した場合を含む。）とする。

二 特定資金の貸付け等の相手方

事業者とする。

三 特定資金の貸付け等の限度額

法第11条第2項の規定による認定ごとに、一事業者につき20億円（特定資金の貸付けにおける元金、特定資金に係る手形の割引又は引受けにおける手形金額、債務の保証の対象となった特定資金に係る債権の額、特定資金の調達のために発行される社債の応募その他の方法による取得金額及び特定資金に係る貸付債権の全部又は一部の譲受けにおける当該譲受けに係る貸付債権の譲渡金額の合計額）とする。ただし、主務大臣が特に必要と認めるときは、この限りでない。

四 特定資金の貸付け等の償還期限、据置期間及び償還方法

別表に定めるところによる。

五 担保

必要に応じ担保を徴する。

六 保証人

必要に応じ保証人を徴する。

第2章 業務に関する事項

(指定金融機関に対する資金の貸付けの条件に関する事項)

第5条 公庫が指定金融機関に対して行う、特定資金の貸付け等に必要な資金の貸付けは、次の各号に定めるところにより行う。

一 対象となる特定資金の貸付け等

特定資金の貸付け、特定資金の調達のために発行される社債の応募その他の方法による取得及び特定資金に係る貸付債権の全部又は一部の譲受けとする。

二 貸付けの方法

証書貸付とする。

三 利率

公庫が指定金融機関に対する貸付けのために国から借入れる財政融資資金の利率と同じ利率とする。

四 償還期限

7年、10年、15年又は20年とする。

五 据置期間

3年とする。ただし、償還期限が7年又は10年の貸付けについては2年とする。

六 償還方法

半年賦元金均等償還とする。

七 不用資金の返済

指定金融機関は、公庫から借り入れた資金の全部又は一部について、前条第1号に規定する取扱期間を経過した時点において、特定資金の貸付け等に必要な資金として使用しないこととなった場合は、当該使用しないこととなった額を公庫に返済するものとする。

八 繰上償還に係る補償金

指定金融機関が公庫に対し繰上償還（前号の規定による公庫への返済を含む。この号において同じ。）を行う場合に公庫に対し支払うこととなる繰上償還に係る補償金その他の取扱いについては、法第21条第1項柱書に基づき公庫と指定金融機関の間で締結する協定（以下「協定」という。）で定めるところによる。

(損害担保取引の条件に関する事項)

第6条 公庫が行う損害担保取引（指定金融機関が行う特定資金の貸付け等に係る債務の全

部又は一部の弁済がなされないこととなった場合において、その債権者である指定金融機関に対してその弁済がなされないこととなった額の一部の補てんを行う取引をいう。以下同じ。)は、次の各号に定めるところにより行う。

一 補償料率

主務大臣が定めるところによる。

二 補てんの範囲

特定資金の貸付け等に係る債権(特定資金に係る債務の保証の場合にあつては、当該保証の対象となった特定資金に係る債権。次号において同じ。)の最終履行期限(期限の利益喪失の日を含む。債務の保証の場合にあつては当該保証の対象となった特定資金に係る債権についての保証履行日。次号において同じ。)における元金(特定資金に係る手形の割引又は引受けの場合にあつては手形金額、特定資金に係る債務の保証の場合にあつては当該保証の履行により取得した求償権の額、特定資金の調達のために発行される社債の応募その他の方法による取得の場合にあつては取得金額又は特定資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けの場合にあつては当該譲受けに係る貸付債権の譲渡金額)の残存額に相当する額に主務大臣が定める割合を乗じて得た額の範囲内とする。

三 補償金の請求

補償金(損害担保取引に基づく補てんのため公庫が指定金融機関に対し交付する金銭をいう。以下同じ。)の請求は、原則として特定資金の貸付け等に係る債権の最終履行期限の日から90日を経過した日以降に行うことができるものとする。

四 免責事由

指定金融機関が協定に違反した場合その他の指定金融機関の責に帰すべき事由に該当するものとして協定に定める事項に該当する場合については、公庫は指定金融機関に対する補償金の支払いについて、その全部又は一部の責を免れるものとする。

(補償金の支払いに係る公庫の審査)

第7条 公庫は、指定金融機関に対して補償金を支払う場合は、前条第4号に定める免責事由等に照らし、適正な審査を行うものとする。

(債権回収義務及び公庫への納付義務)

第8条 指定金融機関は、特定資金の貸付け等について公庫から補償金の支払いを受けた後も、協定で定めるところにより、当該特定資金の貸付け等に係る債権(債務の保証若しくは手形の引受けの場合にあつては、当該保証の履行若しくは引受けの履行により取得した求償権又はこれに準ずる債権。次項において同じ。)の回収に努めるものとする。

2 指定金融機関は、特定資金の貸付け等について公庫から補償金の支払いを受けた後、当該特定資金の貸付け等に係る債権について回収を行った場合は、協定で定めるところにより、回収金に相当する額の一部を公庫に納付するものとする。

(利子補給金の支給に関する事項)

第9条 公庫が指定金融機関に対して行う利子補給金の支給は、次の各号に定めるところに

より行う。

一 対象となる特定資金の貸付け等

主務大臣が定めるところにより行う特定資金の貸付け及び特定資金に係る貸付債権の全部又は一部の譲受けとする。

二 利子補給率

主務大臣が定めるところによる。

三 支給対象期間

主務大臣が定めるところによる。

四 支給方法

公庫は、半期ごとに、指定金融機関からの請求により利子補給金を支給するものとする。

五 支給の停止

公庫は、特定資金の貸付け等に係る債権について期限の利益を喪失した場合又は延滞開始後3ヵ月を経過した場合は、期限の利益喪失の日又は延滞開始後3ヵ月を経過した日の翌日以降の利子補給金に相当する額については支給しないものとする。

(禁止事項)

第10条 指定金融機関は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。ただし、第1号に掲げる行為については法に基づく命令（告示を含む。）に、第2号に掲げる行為については業務規程（法第16条第2項に規定する業務規程をいう。）に特段の定めがある場合はこの限りでない。

- 一 既存の債権の弁済を行うために特定資金の貸付け等を行うこと。
- 二 危機対応業務の全部又は一部を第三者に委託すること。

別表

1. 償還期限(債務の保証にあっては債務の履行期限、手形の割引又は手形の引受けにあっては手形の満期日)	2. 据置期間(債務の保証にあっては保証対象となる特定資金に係る債権の据置期間)	3. 償還方法(債務の保証にあっては保証対象となる特定資金に係る債権、貸付債権の全部又は一部の譲受けにあっては譲受けの対象となる貸付債権の償還方法)
イ 貸付け(証書貸付又は手形貸付に限る。)	原則として20年以内(設備資金) 原則として10年以内(運転資金)	割賦償還(元金均等償還に限る。)又は一括償還
ロ 手形の割引	1年以内	—
ハ 債務の保証(債務の保証の履行の方法は、代位弁済の方法に限る。)	原則として20年以内(設備資金) 原則として10年以内(運転資金)	割賦償還(元金均等償還に限る。)又は一括償還
ニ 手形の引受け	1年以内	—
ホ 社債の取得(応募その他の方法による取得に限る。)	原則として20年以内(設備資金) 原則として10年以内(運転資金)	割賦償還(元金均等償還に限る。)又は一括償還
ヘ 貸付債権(証書貸付又は手形貸付によるものに限る。)の全部又は一部の譲受け	原則として20年以内(設備資金) 原則として10年以内(運転資金)	割賦償還(元金均等償還に限る。)又は一括償還

(注1) 上記1及び2については、手形の割引にあっては手形の割引の日から、債務の保証にあっては債務の保証の日から、手形の引受けにあっては手形の引受けの日から、社債の取得にあっては社債の取得の日から、貸付債権の全部又は一部の譲受けにあっては貸付債権の譲受けの日から、それぞれ起算する。

(注2) 上記2については、損害担保取引の対象となる特定資金の貸付け等、上記3については、損害担保取引又は利子補給金の支給の対象となる特定資金の貸付け等の場合に限る。

株式会社商工中金に係る政省令について

平成 20 年 7 月 30 日
中 小 企 業 庁

株式会社商工中金に関する政省令については、①株式会社化の手続を定めるもの、②株式会社商工中金の組織の在り方を定めるもの、③株式会社商工中金法の施行に伴う関係法令の整備を行うもの、の大きく 3 本立てであるが、いずれも公布済みである。

1. 株式会社化の手続を定めるもの

<構成>

- ・株式会社商工組合中央金庫の一部の施行期日を定める政令
- ・商工組合中央金庫が株式会社商工組合中央金庫となるための手続等に関する政令
- ・商工組合中央金庫が株式会社商工組合中央金庫となるための手続に関する省令

(1) 進捗状況

昨年 9 月 5 日に公布。

(2) 政省令の主な項目

	主な項目
(1)	株式会社化の手続に関する規定の施行日
(2)	転換計画の認可申請手続
(3)	評価委員の任命
(4)	登記申請書の添付書面

2. 株式会社商工中金の組織の在り方を定めるもの

<構成>

- ・株式会社商工組合中央金庫法施行令
- ・経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則
- ・経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則

(1) 進捗状況

施行令は昨年12月12日に、施行規則は本年2月13日に公布。

(2) 政省令の主な項目

	主な項目	概要
(1)	届出手続	営業所の設置、増資、臨時休業等に関する届出手続を規定。
(2)	認可申請手続	新株発行、定款変更、代表取締役の選定等に関する認可申請手続を規定。
(3)	行為規制	預金者への情報提供、商工債権者への情報提供、個人情報管理、金融商品関連規制等の行為規制を規定。
(4)	様式	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等の様式を規定。

3. 株式会社商工中金法の施行に伴う関係法令の整備を行うもの

<構成>

- ・株式会社商工組合中央金庫法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

(1) 進捗状況

本年5月21日に公布。

(2) 政省令の主な項目

	主な項目
(1)	株式会社化前の商工中金関連政令（商工債令等）の廃止
(2)	関係政令の整備
(3)	経過措置

地方公営企業等金融機構法に係る政省令について

地方公営企業等金融機構（以下「機構」という。）の設立にあたり、政省令で定めるべき主な事項は下記のとおりであるが、政令で定めるべき主な事項のうち、機構の業務運営に係る事項については平成 19 年 12 月に公布済みであり、機構への権利及び義務の承継に係る事項については平成 20 年 7 月に公布済みである。また、省令で定めるべき主な事項のうち、機構の設立に関する事項については平成 20 年 3 月に公布済みである。

1. 政令事項

○機構の業務運営に係る事項（平成 19 年 12 月公布）

	項 目	概 要
(1)	貸付対象事業の範囲	機構の貸付対象として、法定五事業（水道事業、交通事業、病院事業、下水道事業、公営住宅事業）のほか政令で対象事業を規定。
(2)	機構債券に関する事項	機構債券の募集方法等、機構の債券発行、管理に必要な細目を規定。
(3)	機構の登記に係る委任 政令	機構の登記について、独立行政法人等登記令の適用を受けることを規定。

○機構への権利及び義務の承継に係る事項（平成 20 年 7 月公布）

	項 目	概 要
(1)	国が承継する資産の範囲等に関する事項	国が承継する資産の範囲及びその帰属する会計等について規定。
(2)	機構が承継する資産の評価に関する事項	評価委員の構成等について規定。

2. 省令事項

○機構の設立に係る事項（平成20年3月公布）

	項目
(1)	事業計画書の記載事項

○機構の業務運営に係る事項

	項目
(1)	会計の原則
(2)	情報開示に関する事項
(3)	債権に係る政令からの委任事項
(4)	余裕金の運用
(5)	財務及び会計に関するその他の事項